

平成 21 年 8 月 10 日

各 位

会 社 名 越智産業株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 越智 通広
(コード番号 7489)
問 合 せ 先 経営企画室長 平川 卓二
(T E L 092-711-9171)

事業譲受のお知らせ

当社グループは、平成 21 年 8 月 10 日開催の取締役会において、鈴木木材工業株式会社の佐賀プレカット事業および伊万里外材株式会社の2×4プレカット事業を譲受することを決定し、両社と下記のとおり事業譲渡契約を締結いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 事業譲受の目的

当社グループは、鈴木木材グループが平成 21 年 4 月 29 日に東京地方裁判所に対して民事再生手続開始の申立てを行って以降、同社グループの事業再生支援の可能性について検討を行ってまいりましたが、この度、同社グループの事業再生計画の一環として、まず当社グループ会社が鈴木木材グループの佐賀プレカット事業および2×4プレカット事業を譲受することとなりました。当社グループは、鈴木木材グループの技術、設備、人材を活用することにより、木造軸組プレカット事業に参入し、製品競争力の強化、更には地域貢献を図ってまいります。

2. 事業譲受の内容

(1) 事業譲受の対象

事業譲受日現在における譲受け事業に係る土地・建物等事業用不動産、譲受け事業の運営に必要な機械設備・車両・什器備品等の償却資産、必要な契約上の権利、譲受け事業に付随する一切の権利で当社および当社グループ会社が必要と判断するもの

(2) 事業譲受の方法

佐賀プレカット事業については、鈴木木材工業株式会社を譲渡会社、当社グループ会社の「西日本クラフト株式会社(旧商号株式会社松井旭川)」を譲受会社とし、伊万里2×4プレカット事業については、伊万里外材株式会社を譲渡会社、当社グループ会社の「西日本フレーミング株式会社」を譲受会社とする事業譲渡方式

(3) 事業譲受の日程

平成 21 年 8 月 10 日 事業譲渡契約締結

平成 21 年 9 月 1 日 事業譲受日(予定)

当該事業譲受については、鈴木木材グループの民事再生手続に伴う裁判所等の許可等及び関係官公庁等の承認等が前提であり、事業譲受の対象・日程等については今後変更となることがあります。

なお、事業譲受の価額につきましては、鈴木木材グループの債権者への開示・説明が未了であるため、現時点では開示できません。

3. 譲渡会社の概要

鈴木木材工業(株)

- (1) 商号 鈴木木材工業株式会社
- (2) 所在地 長崎県佐世保市沖新町 2 番 18 号
- (3) 代表者名 代表取締役社長 鈴木崇彦
- (4) 資本金 40 百万円
- (5) 事業内容 住宅資材卸及び木材の加工

伊万里外材(株)

- (1) 商号 伊万里外材株式会社
- (2) 所在地 佐賀県伊万里市山代町久原 3798 番地の 3
- (3) 代表者名 代表取締役社長 鈴木崇彦
- (4) 資本金 40 百万円
- (5) 事業内容 住宅資材卸及び木材の加工

4. 当社グループ会社(譲受会社)の概要

西日本クラフト(株)

- (1) 商号 西日本クラフト株式会社(旧商号株式会社松井旭川)
- (2) 所在地 福岡市中央区那の津 3 丁目 12 番 20 号
- (3) 代表者名 代表取締役社長 古賀龍一郎
- (4) 資本金 20 百万円
- (5) 事業内容 木材の加工及び住宅資材等販売

西日本フレーミング(株)

- (1) 商号 西日本フレーミング株式会社
- (2) 所在地 福岡県飯塚市平恒 515 番地の 49
- (3) 代表者名 代表取締役社長 西原 等
- (4) 資本金 50 百万円
- (5) 事業内容 2×4 住宅資材販売及び建築工事請負

5. 今後の見通し

今回の事業譲受による当社連結業績予想への影響につきましては、改めてお知らせいたします。

以上